

# 研究・产学連携推進センター産学連携推進部門運営要綱

制 定 平成 31 年 4 月 1 日  
最近改定 令和 5 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学研究・产学連携推進センター設置規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、産学連携推進部門の運営に関する必要な事項を定める。

## (所管事項)

第2条 産学連携推進部門は、規程2条第1号に関する事項を所管する。

## (委員会)

第3条 産学連携推進部門は、前条に関する次の各号に掲げる事項についての審議を行うため、産学連携戦略委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 協定締結に関すること。
- (2) 研究契約に関すること。
- (3) 技術移転に関すること。
- (4) 大学発ベンチャーに関すること。
- (5) 知的財産に関すること。
- (6) その他産学連携に関すること。

2 委員会の長は部門長が務める。

3 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 国際総合科学群長
- (3) 医学群長
- (4) 総務部経営戦略担当部長
- (5) 学長室長
- (6) 研究推進部長
- (7) URA
- (8) その他部門長が必要と認めた者

## (部会)

第4条 委員会は、前条第1項第5号に関する事項のうち専門的見地を要する職務発明の認定及び特許出願に関する事項について、発明認定部会（以下「部会」という。）を設置し審議を委任する。この場合、審議結果については直近の委員会にて報告を受けるものとする。

2 部会の長は、部門長が務める。

3 部会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 部門長が必要と認めた者

## (庶務)

第5条 産学連携推進部門の庶務は、研究推進部において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるものほか、産学連携推進部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。